生活指導だより

２０２１．７．１５（木）
岸和田市立八木南小学校
校長　　谷　早苗
生活指導委員会

さあ～　いよいよ夏休み！

待ち遠しかった夏休みが、いよいよやってきます。今年は例年通り 35 日菅野休みです。子どもたちにとっては、学校、教室から開放され、普段の学校生活では味わえないことをたくさん体験し、有意義な休みにしたいものです。一方、夏休みは子どもたちの生活が乱れがちです。特に、非行問題等が多発するときです。最近は SNS の普及やオンラインゲームの流行で子どもたちもスマホ依存になってしまうこともあります。SNS やゲームをきっかけにいじめが始まったり、ゲームの課金などでトラブルになったり、という事例が数多く起こっています。

十分にご家庭でもご留意願いたいと思います。

学校では夏休みのくらしについて別紙（『事故のない楽しい夏休みにするために』）の内容に基づき、十分指導していますが、ご家庭でもご指導、ご協力お願いします。

特に次の事柄を各ご家庭で大切にして頂きたいと思います。

①水の事故を防ごう

毎年夏休みに入ると、海や、川などの事故が後をたちません。海や川には必ず保護者や責任をもてる大人の人と行かせて下さい。また、池での遊びは決してさせないようにお願いします。

②交通事故にあわないようにしよう

信号、踏切などの交通ルールをしっかり守るようにご注意ください。警報機がなってから踏切を渡ったり、信号無視で車と接触しかけたりしています。特に、休み中、子どもたちは自転車に乗って広範囲で行動することと思います。自転車の乗り方、整備等についてもう一度ご家庭で指導をお願いします。

③火遊びは止めよう

火遊びは大変危険です。学校でも勿論指導は行いますが、各ご家庭でも子どもたちへの指導よろしくお願いします。特に、夏は、花火の季節です。地域で子どもたちだけで、花火遊び・爆竹遊び・火遊び等をしているのを見かけたら、「やめなさい。」という声かけと共に学校への連絡をよろしくお願いします。

④家庭の一員として仕事をしよう

家事労働をさせて下さい。学校でもいっしょうけんめいに働くことは、何より大切なことだと考えています。どんな小さな仕事でも、責任を持って積極的にさ

せるようにして下さい。

☆☆☆スマホの使用について☆☆☆

子どもの持っているスマホなどは必ず保護者の方で見ていただき管理して下さい。

　スマホやケータイは保護者の方の契約になっています。すなわち子どもたちは保護者の物を貸してもらっているということです。もし、トラブルや、犯罪に巻き込まれると保護者の責任になります。そのために次の決まりをご家庭でお話しください。

★寝る時などはスマホをみんなのいる場所に置くようにしましょう。
★子どものスマホなどの暗証番号やロック解除番号などを必ずお子さんと共有しましょう。
★ゲームなどの課金やラインなどの内容も定期的にチェックしましょう。
★必ずフィルタリングをかけましょう。
★オンラインゲームなどの使用時間やゲーム時のチャットの様子を確認しましょう。

また、子どもたちには次のような事柄を指導しています。

◎勝手に人の写真を撮らない。（肖像権の侵害になります）
◎他人が映っている写真や動画を勝手にラインや SNS に投稿しない。GPS 機能などで自宅や個人が特定されたり、誰もいないときに知らない人が訪ねてきたりすることがあります。また、写真を合成されて世界中に広がる可能性があります。自分の画面から削除してもダメです。一度投稿されると取り返しがつきません。
◎自分の感情（腹が立つ、いやだ、悲しい、悔しい）などを書かない。相手は顔を見ていません。気持ちや本当の意味を正確には伝わりません。しかも小学生のつたない文章では間違いなく誤解を招きます。これがトラブルの原因です。
◎グループラインなどに悪口を書いたり、仲間を外すようなことは書いたりしないで必ず本人と面と向かって話すようにする。
◎顔を合わせて話せないような言葉は書かない。

校区外への出歩きに注意！

［覚えておこう　不審者対策］

キーワードは、『いかのおすし』です。

『いか』は、ついていかない。

『の』は、車にのらない。

『お』は、おお声を出す。

『す』は、すぐ逃げる。

『し』は、しらせる。

この合い言葉を覚え、知らない人や、変な人には、ついていかない。

知らない人の車には、乗らない。大声を出す。

すぐ逃げる。

大人の人（近所の人、家族、警察、学校）に知らせる。このことをいつも頭に入れて、生活してほしいと思います。

＜お願い＞

- 別紙（楽しい夏休みを過ごすために）の約束事について、子どもたちと話し合う時間を持ってください。
- 早朝から友達の家へ遊びに行かせないようにして下さい。また、夕方５時までには帰宅させてください。
- 夜店などには責任の持てる大人と行かせてください。
- 子どもの小遣いの用途や所持金に十分気をつけてください。
- ショッピングセンター・ゲームセンター・カラオケボックスへは子どもだけでは行かせないで下さい。
- 一日の出来事を話し合える時間を持ってください。
- 子どもと遊んだり、親子で作品を作ったりする時間を持ってください。
- スマホなどの使用時間など、ルールを守らせて下さい。

大阪府健全育成条例

１、夜間営業を行う施設への立ち入り制限等

ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェの営業者は１８歳未満の者を以下の時間帯に当該施設に立ち入らせてはいけません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
・１６歳未満の者	午後７時～翌日の午前５時
・１６歳未満で保護者同伴の場合 ・１６歳未満の者が、保護者の承諾を得た指導者の監督の下、ボウリング競技に参加し、そのための練習を行う場合 ・１６歳以上１８歳未満の者	午後１０時～翌日の午前５時

＊小・中学生同士で夜７時以降に、これらの施設で遊ぶことは禁止されているということです。

＊保護者、指導者と一緒であっても、夜１０時までが限度と言うことです！だから保護者同伴でも、上記の時間帯にカラオケボックス等に入店しようとしても店員さんから拒否されることもあります。もちろん赤ちゃんを連れて夜１０時過ぎてカラオケボックスで歌っているのもダメです。

２、夜間に外出させない保護者の努力義務

保護者は、通学、通勤その他正当な理由がある場合を除き、以下の時間帯に１８歳未満の者を外出させないように努めなければなりません

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・１６歳未満の者	午後８時～翌日の午前４時
・１６歳以上１８歳未満の者	午後１１時～翌日の午前４時

＊午後８時以降、小学生は家にいるということです。夜店も同じです。

＊塾やスポーツクラブの活動は保護者の承諾､指導者の許可があれば大丈夫です。ただし活動が終わればまっすぐに帰宅しなければなりません。寄り道はだめです。

３、夜間の連れだし等の禁止

誰でも保護者の承諾を受けずに以下の時間帯に１８歳未満の者を連れ出し、同伴し、とどめた場合は３０万円以下の罰金を課されることがあります。

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・１６歳未満の者	午後８時～翌日の午前４時
・１６歳以上１８歳未満の者	午後１１時～翌日の午前４時

＊誰でも→知り合いのお兄さん、お姉さん、親戚のおじさん、友人でもダメ！